

品川区成年後見人等報酬助成事業実施要綱

制定 令和4年3月9日 要綱第57号

改正 令和5年3月9日 要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見等開始審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）の成年後見人、保佐人または補助人および監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部または一部を助成することにより、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、助成の申請時において、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 民法第7条、第11条または第15条第1項の規定に基づき成年後見開始等の審判の申立てを行い、開始の審判を受けていること。
- (2) 次の住所地要件のいずれかに該当すること。

ア 品川区内に住民登録があること（品川区内の施設等への入所・入居に伴い品川区へ転入した者のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の保険者、介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険の保険者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による入所措置の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による入所措置の実施機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関のいずれかが品川区外の区市町村となっている場合を除く。）。

イ 品川区が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法による病院等に入院、入所または入居中の被保険者の特例の適用を受けていること。

ウ 品川区が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例の適用を受けていること。

エ 老人福祉法による入所措置を品川区から受けていること。

- オ 障害者総合支援法による介護給付等の支給を品川区から受けている者であって、同法による居住地特例を受けていること。
 - カ 身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による入所措置を品川区から受けていること。
 - キ 生活保護法による保護を品川区から受けていること。
 - ク 中国残留邦人等支援法による支援給付を品川区から受けていること。
- (3) 次の経済的要件のいずれかに該当すること。
- ア 生活保護法による保護を受けていること。
 - イ 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けていること。
 - ウ 賦課決定している最新の年度の住民税が非課税であり、本人の預貯金が所得税法上の控除対象扶養親族要件の年間給与収入額以下であること。
 - エ 区長が総合的に勘案して、助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難であると認められること。
- (4) 即時に現金化可能な資産を有していないこと。
- (5) 他の市区町村から同様の助成を受けていないこと。
- (本人死亡時の助成対象者の特例)

第3条 第5条に規定する申請を行う前に本人が死亡した場合または報酬付与の審判が本人の死亡後に行われた場合は、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、本人死亡時において本人が前条の要件に該当していなければならない。

(助成金の対象経費)

第4条 助成の対象経費は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額（以下「報酬額」という。）とする。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 成年後見人、保佐人または補助人 20,000円と、報酬額を対象期間の月数で除した額のうちいずれか低い額に、当該月数を乗じた額

(2) 監督人 10,000円と、報酬額を対象期間の月数で除した額のうちいずれか低い額に、当該月数を乗じた額

3 助成の対象期間は、当該年度（報酬付与の審判が1月から3月までの間になされた場合であって、次条に規定する申請を4月以降に行うときは、前年度）において家庭裁判所により報酬付与が認められた期間とする。ただし、12カ月分を上限とする。

4 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が選任された初年の報酬その他家庭裁判所が特に必要と認めた場合の報酬に係る助成の対象期間の上限は、14カ月分とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする成年被後見人等または成年後見人等は、成年後見人等報酬助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所発行の成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 報酬付与の審判のために家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- (3) 成年被後見人等の住民票
- (4) 生活保護受給証明書、中国残留邦人等支援法による支給決定通知書または最新の住民税の非課税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 申請は、報酬付与の審判が確定した日から3カ月以内に行うものとし、年度内1回限りとする。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定および通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(請求および交付)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、当該年度末までに成年後見人等報酬助成請求書(第3号様式)により、区長に助成金の請求を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(資格の消滅)

第8条 第6条に規定する助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失うものとする。

- (1) 成年被後見人等が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定に該当したときは、助成金の交付の決定の一部または全部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成金の全部または一部を返還させなければならない。

(譲渡または担保の禁止)

第10条 助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

申請者 住所
氏名

成年後見人等報酬助成申請書

品川区成年後見人等報酬助成事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

成年被後見人等	フリガナ 氏名		電話	
	住所 (住民票所在地)			
	居所 (住所と異なる場合)			
	生年月日		類型	後見・保佐・補助
	申立人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()		
成年後見人等	フリガナ 氏名		電話	
	住所			
申請内容	報酬額 (報酬付与審判決定額)	円		
	期間	年 月 日分から 年 月 日分まで		
	申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法による保護を受けている。 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人支援法による支援給付を受けている。 <input type="checkbox"/> 住民税が非課税であり、本人の預貯金が所得税法上の控除対象扶養親族要件の年間給与収入額以下である。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
確認	<input type="checkbox"/> 他の市区町村から同様の助成を受けていない。 <input type="checkbox"/> 申請内容を審査するため、区が保有する課税台帳や生活保護受給情報等、必要な個人情報を確認することに同意する。			

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見人等報酬助成について、下記のとおり助成（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 成年被後見人等氏名
- 2 成年後見人等氏名
- 3 助成決定額
（却下の場合はその理由）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

成年後見人等報酬助成請求書

年 月 日付 第 号で決定通知のあった助成について、
品川区成年後見人等報酬助成事業実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 _____ 円

助成決定者 住所

氏名

印